

第四十六回 参議院建設委員會會議錄第十号

昭和三十三年三月五日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動
三月五日
中尾 辰義君 濱谷 邦彦君
補欠選任
濱谷 邦彦君

出席者は左のとおり。
委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君
武内 五郎君
委員 岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

委員
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
村上 春蔵君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
田中 一君
渋谷 邦彦君
田上 松衛君

事務局側
常任委員 中島 博君
会専門員
説明員 内閣法制局 荒井 勇君
総務主幹
参考人 首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

説明員
内閣法制局 荒井 勇君
総務主幹
参考人 首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

参考人
首都高速道路 神崎 丈二君
公団理事長 川村 満雄君
首都高速道路 路公団理事

○田中一君 最初に、前回の委員会では答弁がもらえなかった点について何とおきます。
それは、監事の、監事職の権限の問題であります。政府原案に対して、衆議院は、御承知のような修正案を議決して当委員会に提案されておりますが、この内容については、建設省並びに内閣法制局においては、二つの考え方がある。この二つの考え方うちの一つの考え方を衆議院において議決されたものであるというようない説明がありまして、しかしながら、われわれとしては、この種の政府関係機関はたゞさんどざいます。単に建設省所管のものばかりでなくして、各省においても相当な数にのぼっておりますが、今後監事職の権限について、政府としては統一した見解を定め、そうして現在ありますところの各関係機関の監事の職務権限というものを、法律の改正によって行なうとするのか。内閣法制局では、その法律を改正する時期、改正する機会があった場合に、一つの方向に定めていきたいというのを考えておるのか。しかし、実務的には、建設大臣の行政指導によってかかる扱いをしておるのだという説明はありましたが、これだけでは、各関係大臣が全部こころを来て、一々所管をする機関の設立根拠のある法律の改正をするかどうかの問題と、または、行政指導によつて建設大臣と同じような方法をとるかというこの説明がなければならぬ。

これはまあ予算委員会も開いておる時期であり、かつまた、それは煩瑣であります。それは避けたい。そこで、内閣法制局が、やはり二つの考え方というものを提示され、答弁されて、どちらがよいのかということ、行政管理局において判断すべきものであらうという答弁を言つて歸つております。きょうは、したがって理論的な根拠、各関係機関の監事職の職務というものが、どういふ形をもつて遂行されるべきか、という形を、この政府の統一見解、これを伺いたいのであります。ことに、首都高速道路公団理事長としての神崎さんは、おそらく、かかる法律の改正案については、政府からいろいろ話し合いもあり、また、政府原案に対して了承されたものと考へます。しかし、衆議院修正のような形で本院に提案されている以上、運営の実態について、詳しく過去の経験から当委員会に陳述をしていただきたいのであります。

最初に、この二つの問題について、行政管理局の監事局長、それから法制局のほうの見解を明らかにしていただきたい。
○説明員(荒井勇君) 総務主幹の荒井でございます。
前回、内閣法制局の第二部長が御説明申し上げました点を、若干補足して説明させていただきます。思ひます、政府がこのような原案を提出いたしました理由をまず述べさせていただきます。きょうは、その上で、前回第二部長が申し述べた趣旨というものは、こういふ点にあるということに補足いたしたいのでございます。
その原案の理由といたしましては、監事というものは、法人の業務執行を監査する職務権限を有する当該法人の機関であるということであり、その行なう監査は、会計検査院が会計検査院法の二十二条及び二十三条の規定に基づいて行ないます。ような検査でありますとか、行政管理局におきまして、その行政管理局設置法第二条の規定に基づき行なわれようとする監察に關連する調査でございますとか、あるいは主務省に設けられております公団監理官、あるいはその他の主務課における質問検査権に基づきます検査、あるいは、なお広く考へますれば、大蔵大臣の会計法第四十六条の規定に基づきますところの予算執行監査権、こういふようなものと異なりまして、このようない機関が行なうのは、外部的な検査ないし監査というものでありますけれども、監事が行ないますのは、本来、当該法人が内部において業務のあやまちを正し、業務の執行を適正に行なわせる、そういうことを目的とするものであります。

このように、監事は法人の機関であるということから申し上げまして、その監査の結果、不適切な業務運営があるというところを知った場合には、まず、当該法人の業務執行上の責任者に對して、意見を述べて、その改善を求めるといふのが筋合いであらうということ、まず第一に本質的に考へるわけ

けでございます。それからまた、法人の、このような政府関係特殊法人の総裁または理事長というものは、当該法人を代表してその業務を執行するという立場にございまして、そういう業務執行の責任を負っているというものでございまして、特段の規定がない限りは、法人が対外的に行動するという場合には、総裁あるいは理事長というものの名において行動するというのが適切であろう。それは特段の規定がございます場合には、その規定の定めるところに従って行なわれるのはもちろんでございますけれども、一般原則としては、そういうことではないか。もしそうでないといいたしますと、これらの総裁あるいは理事長というようなものは、当該法人の機関の行動について十分責任を負い、業務執行を円滑に推進するということはできないという結果になるのではないか。したがって、今回の改正におきまして、監事が主務大臣に意見を提出するにつぎましても、法人の総裁あるいは理事長というものを通じてすることが適切ではないかというふうに第一義的に考えたわけが、このとおりです。

次に、いま申し上げましたように、監事の主務大臣に対する意見の提出が、総裁あるいは理事長というものを通じて行なわれますならば、総裁あるいは理事長において是正できるというもの、すみやかに是正の措置が講ぜられるということになるわけでございます。そういう長所がありますので、その機会をあえて奪うという必要性はないのではないかとということでございます。

第三番目と申しますか、政府関係の特殊法人に対する直接国の意思に基づき、元ほど申し上げましたように、多数を占めるの監査的機能というものは、別に監事というものが設けられているという趣旨から考えますと、国と直接する監査機構として、これらの国に直轄するところの監査的な機関というものは別個の、当該法人の内部的自主的な監査機能を果たすという、そういう本来の性格を維持することが望ましいのではないかと。その意味で、先ほど申し上げましたような当該法人の代表者たる総裁あるいは理事長といふものを通じて行動するのが妥当ではないかというよりなことでございます。それから監事が主務大臣に直結するよりなことを、利権をだんだん広げていきますと、利益もあるかと思いますが、特殊法人の間で、理事機関と監事機関との間で意見の対立と申しますか、摩擦を生ずるということが考えられるわけでございまして、こういう主務大臣に直結するシステムというものを強化すればすばい、そういう面の弊害というもの、あらわれてくるのではないかと。

その次に、現在の各政府関係特殊機関の設置について定めておきますところの法律で、財務諸表を主務大臣に提出するという規定があるわけでございます。この財務諸表を主務大臣に提出いたします場合には、監事の意見あるいは監事の意見書というものを添付するという規定が、それぞれ大体あるわけでございます。この場合の監事の意見というものは、結局その法人が総裁あるいは理事長の名において主務大臣

に提出するということになっておりますので、こういう各事業年度の決算に基づきますところの財務諸表というもののにつけられるところの監事の意見というものは、結局、現行制度のもとにおいて、総裁あるいは理事長というようなものを通じて自主的に主務大臣に出されるという制度に現になっておる。今回書きましたところの監事の権限というものは、こういう各事業年度の決算、あるいは、その成果であるところの財務諸表というようなものを主務大臣に提出する機会以外の機会にお

いて、主務大臣に意見を述べるといふ制度をここでつくっているの、従来から監事が主務大臣に意見を述べる機会とは全然なかったわけではないわけでございます。そういう財務諸表を主務大臣に提出するという機会でない機会に出す意見というもの、特段の変更する必要はないのではないかと、ふうに考えました、というようなことが、政府原案をつくりました理由でございます。いまして、こういうような今回の改正原案と内容を同じくします規定は、すでに昨年、第四十三国会において成立いたしました、日本原子力船開発事業団法、あるいは海外移住事業団法、金属鉱物探鉱融資事業団法、あるいは今国会においてすでに成立して公布されました日本鉄道建設公団法というようなもので、すでにとられておるわけでございます。したがって、そういう立法の整斉統一というよりな観点から申し上げても、立法の規定があまりに区々にわたるといふことは、それほど望ましくはない、こう考えておる次第でございます。しかしながら、さればと申しまして、衆議院で修正なさ

いましたところの原案というものが、その立法の政策としての問題としてどういうことであるかという点を考えますならば、それはまさに国会がおきめめになることをごさいますして、私どももいたしまして、衆議院で修正されましたような案に基づきまして、今回の一部改正法が成立するといったしまして、政府はそれによっていろいろ法律の執行に支障を生ずることはない、こう考えておる点は、前回当局の第二部長がお答えいたしましたとおりでございます。

修正案におきましては、「理事長を通じて」という規定を削っておりますけれども、この修正の意味が、監事の建

設大臣に対する意見の提出につきましては、理事長を通じて行なうことを禁ずるという趣旨であるか、それとも、必ず理事長を通じて行なわなければならないという、そういうことを制度化することは適当でなくて、監事から直接建設大臣に意見を提出することができる道を開いておくという趣旨ではないだろうか、そしてそのことは、監事が直接建設大臣に提出すること、あるいは理事長を通じて提出することも、あるいは理事長を通じて提出すること、どちらも許される、理事長な

り総裁というものを通じて意見を提出することをあえて禁止はしていないのではないかという二つの解釈ができると思いますが、この両者のいずれかにつきましては、よく検討させていただきますかと思っておりますけれども、まあ後に述べましたような解釈をとることは許されるのではないかと、こう考えております。それでいいと思います。

と、この修正案は、実行面におきまして、政府提出案と大差はないのではな

いか、もうすでに原案で成立しており、ますような他の法律と対比いたしましたとしても、格別問題はないのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

なお、この修正案が実現しました場合に、今後、同様な法律案を提出するにあたりましてどういうふうにするのかという点につきまして、二つの類型ができたということになりました。おりました場合には、その後の実施状況から、国会がおきめになりまして御趣旨の存するところというものをよく検討いたしました上で措置することにしたという、こう考えております。以上、簡単でございますが……。

○政府委員(山口一夫君) 監事制度の改正に関連いたしましたしまして、実はこの問題の起こりました発端は、昭和三十七年の七月でございましたか、行政管理局におきまして、公社、公団、公庫、事業団等、二十二の特殊法人に對しまして業務の監察をいたしました。その監察の結果といたしまして、監事制度につきまして、各主務大臣に對しまして勸告をいたしました中に、監事の職務権限と責任の明確化についての一項目がございます。その勸告によりまして、監事の職務権限については、現行法の規定に加えて、さらに、監事は、監察結果に基づいて公社、公団等の業務に關し、改善を必要とする事項があるものと認めるときには、主務大臣に意見を提出し、または總裁あるいは理事長に意見を述べる事ができるようにするということ、それぞれの特種法人の基本法において明らかにするような措置をとりたいという趣旨の勸告をいたしましたでございます。この勸告に

基づきまして、それぞれ主務大臣におかれまして、関係法の改正の機会に、それぞれの公団法の中に、この権限を明確にする一条を加えられまして、政府として御提案を申し上げたのが、これまででいささつでございまして、これが衆議院におきまして、その法文のうち、意見を提出いたしました場合に、總裁または理事長を通ずるという規定が削除されまして、衆議院を通つたのでございまして、通ずるという規定を主務大臣が入れられました御趣旨は、行政管理庁の勧告に従いまして、それぞれ監事が意見を述べられまして、合の手続の一つとして、先ほど荒井総務主幹からお話のございましたように、公団、公社等の一体性を保持する必要性、あるいは、そこを通ずることによりまして、總裁または理事長が将来の改善に資する資料を得られるという効果をねらいまして、通ずるという手続を経て主務大臣に提出をするというこの条文で御提案になったのでございまして、これが、その方法は、手続として、監事の権限を形の上で若干弱めていまして、むしろ、そういう経路を経ないで、直接出すという趣旨の御修正であつた。この御修正に對しましては、行政管理庁といたしましては、勧告の最もねらいとする主務大臣に対する意見の提出権というものが、依然として明記されております以上、手続をどうするかという点につきましては、二つの考え方があります。国会において、政府側が当初考えました考え方に批判を加えられまして、よりこのはうがよいという別の視野からの御見解が下されますならば、その手続の点につきましては、私どもはそれに従つて、修正案によつて、今後監事の権限が行使されることは一つの方法であるというふうに考えております。したがつて、今後、国会として、通ずるといふ手続を削るという御意思が、それぞれの関係の公団あるいは事業団の基本法におきまして、逐次、表明されてまいりますならば、それを国会の新しい御意思と解釈いたしまして、今後の法律の提出なり、あるいは改正なりの場合には、その御趣旨の線に沿つて政府としては法案をととのえてまいりたい、かように考えます。

【参考人(神崎丈二君)】私どものほうの公団の実情から申し上げますと、いままではすべて、監事が大臣に意見を具申する場合は、私を通じて行なわれておつたのであります。それでいままでのところ、それ以外のケースはありませんでしたし、差しつかえなくやつておりますし、監事から主務大臣へ意見具申ということとは、監査報告以外にはなかつたかと記憶いたします。○田中一君 神崎さん、いままでなかつたというよりも、今後この法律の改正によつて、どういふ受け取り方をするのか何つておきます。

【参考人(神崎丈二君)】いま田中さんからの御質疑なのですが、率直に申し上げて、私、この法律の改正自体に、いづれにしても、たいした影響は当公団にはないと考えておるのであります。ということとは、監事は、むしろ主務大臣直接の任命による公団の監査機構の最高であります。しかし、同じ公団の中で働いておるのでありますから、その両者——私どもとの間に意見の相違の生ずるということは、少なく

とも私の公団の中では、いままでなかつたのでございまして。○田中一君 いま法制局のほうの意見を伺つてみると、それぞれ、衆議院の修正案についての考え方等、むしろ一つ一つ、みんな部分的には納得される理由のもとに解釈しているようですが、それを飛びこえて伺いたいのは、これは是非の問題については、私は私なりの考え方を持つておると思ひますけれども、一体それらの考えが、公団の神崎理事長から何うと、どう変えようともたいした影響はないのだ、これは實際どうでしょうと思ふのだ。しかし、変化のないというものを、いたゞらに行政管理庁が、首都高速道路公団は不正不義の温床である、したがつて、これはどうしても理事長以下各役員が正しい運営をしていないといふところから、任免権を建設大臣が持つてても、建設大臣に、直接自分の担当する事業の事業内容について監理、監査をして、それをいけば直訴をするといふ形をとるほうが、現在の首都高速道路公団においてはまことに當を得た措置であるといふように考えられての提案であるならば、これは一大事でありまゝ。というのには、首都高速道路公団のその役員に対する不信の表明であります。そうして、いまの監査権といふものに対する二つの意見、見方というものは、この時点においても衆議院の修正といふものが行なわれ、当委員会においては、その修正議決案といふものが原案として提案されている。現在の時点においても、また、それぞれの的確な方法といふか、手段といふも

のが確立しておらぬという現状においては、私ども、これに対する審議は慎重に考慮しなければならぬと思ひます。法律で明文化しないでも、利益も不利益もないのだ、実害もなければ実益もない、ちつともいままでも変わらぬではないかといふものなら、いたゞらにこれをもてあそぶものであつては、私どもは、立法院におられるわねれとしても、これはとらぬところなのです。ただ単にこれは首都高速道路公団だけにとどまらず、各種団体、いま山口さんが言つておられるように、二十二年あつたと言ひますが、もつとあるのじゃないかと思ひます、該当する関係機関が。そうすると、これらのものをやはり政府としては、おそらく政府の統一見解といふものは、修正されない政府提案の原案が統一見解だろうと思ひますけれども、これもまたそれがそういう見方をしておらないのです。行政管理庁のほうでは、こう変わつても、一つ自分たちの主張が取り入れられたのだから、まあこれでもいいじゃないかといふような見解を持つておりますけれども、私どもも参議院として、どうしてももう少し態度を明らかにしていただきたいのです。態度を明らかにしてはほしいのです。そして、首都高速道路公団にしても、たとへば行政管理庁の調査の対象になった二十二の公団、公社といふものは手をつけずに、首都高速道路公団だけが、かかる法の改正によつて適正なる運営をさせるのだといふことになるならば、おそらく神崎理事長としても、これに對して憂如たる気持ちではなからうと思ひます。この点については、ただ理事長の手を緩めるとか緩めとかいふ条文中の問題ではなくして、もう少し真剣に、私どもが受けて立つておりますところの、国民に受けて立つておりますところの公共事業なり、地方関係機関の業務の実態といふものに対して、不安のない形の運営がなされておるものだと信じておるわけでありまして、それだけにこの点については、いまのそれぞれの立場の答弁では、私は満足いたしません。委員長、建設大臣にひとつ来ていただいて、建設大臣に一応意見を聞きたいと思ひます。

【速記中止】

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

○委員長(北村暢君) 速記を起し

【速記中止】

○田中一君 法制局並びに行政管理庁に對して、これ以上申し上げても、少なくともあなた方はあなたの方の立場において、それぞれ検討された統一答弁であらうと思ひますから、それ以上交

わらないと思ひます。そこで、神崎さんにはいま私が申し上げたように、われわれは信頼される企業体といふこと

でなくちやならぬと思ひますけれども、たとへば、この国会に提案されて

いる住宅公団法の一部改正、あるいは

それぞれの改正案の中には、これを織

り込んであるかどうか。この同じ趣旨

のものが織り込んであるかどうか。そ

れから建設省関係外の各機関の一部改

正法案といふものが提案されておる

が、それにそれぞれ織り込んであるか

どうか。この点をひとつ、これは政府

委員といつたところで、専門的なこと

だから、法制局に聞こう。法制局の方

にその点が織り込んであるかどうか、

その点をお伺いしたいと思ひます。

三

【参議院】

昭和三十三年三月五日

建設委員会會議録第十号

第十二部

○説明員(荒井勇君) この国会に提案を内閣のほうでいたしました法律案で、こういう公団、公庫、事業団というふうなものにつきましては、再提出で前回どおりおきめを願うという意味で出しました国民金融公庫法の一部を改正する法律案というものを除きましては、それぞれ同趣旨の規定が措置をいたしております。そのうち一部成立したのもあることは、先ほど申し上げたとおりであります。

○田中一君 成立したものは何ですか。

○説明員(荒井勇君) この国会におきましては、日本鉄道建設公団法でございます。それからこの方針は、一昨年の十一月でございましたが、行政管理局から、各関係省庁に対して勧告がされたということで、昨年の第四十三国会におきまして、新設することになりました事業団というものにつきましても同様な措置をいたしまして、それは、日本原子力船開発事業団法あるいは海外移住事業団法、金属鉱物探査融資事業団法、以上合計で四件になります。

○田中一君 それらは、それぞれ政府の原案として通つておるわけですか。

○説明員(荒井勇君) そのとおりでございます。

○田中一君 委員長、衆議院の提案者をちょっと呼んでほしいのですが……。

○委員長(北村暢君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起こして。

○田中一君 いまその点は、提案者が来るからちょっと待ってもらつて……。

これは神崎さんに何っておきますが、基本計画それから業務方法書、それらのものは、あなたのほうで直接に原案をつくつて、政府のほうに協議をするのか、政府のほうで先に先にと打ち出してきて、これをやれというふうになっているのか、それが一つと。それから首都高速道路公団という形をとっておりますが、私は、日本道路公団との地域的競合の問題と権限の問題、これらが今度羽田―横浜間というものの高速道路の建設にあつてくずれてくるのじゃないかと思つております。首都高速道路というのは、首都圏という意味の高速道路なのか。首都圏なら首都圏の高速道路で、業務範囲は首都圏全般をやるということならおのずからわかります。ことに京葉国道なんというものは、これは首都圏の中にありますけれども、これは道路公団が行なつていられるように承知しております。たとえば神奈川と東京都は、地方行政区分としてははっきり分かれておるはずなんです。これはどういう根拠と、どこにそれらを指定して事業を行なうという権限があるのか、それから日本道路公団法の私どもが過激的に考へておる事業区域と首都高速道路公団の行なうという区域とは、今回の羽田―横浜間の新道の建設によつて混乱を生じておるわけなんです。その点は、どういふ経緯をもつてそういう決定をしたか何つておきます。

○参考人(神崎文三君) いま田中委員の御質疑の最初の私どもの基本計画、これは政府において御決定になつて、現在の七十キロという分は、昭和三十九年の十月に、建設大臣から私に御指示があつたのであります。計画そのもの

の決定には私どもは関与いたしておりません。

それから私どもの事業範囲でございますが、私が了解しておることは、首都圏、すなわち、半径五十キロ―東京都を中心にして五十キロの範囲の既成市街地に私どもの仕事の範囲があると了解しております。道路公団と私のほうとの仕事の範囲、区別の基準等は、きょう建設省の方がおいでです。その方の御意見のほうが私より正確ではないかと思つて、いま御質問にあつた羽田―横浜間を私のほうで担当することに相なりましたのは、建設省からの御命令によつてさうになりましたのであります。

○田中一君 鶴海都市局長からお伺いします。

○政府委員(鶴海良一郎君) 首都高速道路公団の行ないます事業の地域的な範囲でございますが、これは公団法の第一条にありますが、東京都の区部と、その周辺というふうに書かれております。その周辺という意味は、どこまでかというところにつきましては、法律では明記されておられません。この公団の運用方針といたしまして、建設省で考へておりますことは、都市内の都市高速道路、これを首都高速道路公団でやつていただくという方針でおります。したがって、ただいま神崎理事長の言われましたように、主として既成市街地、これは首都圏整備法では、東京都の区部とか川崎、横浜というものが既成市街地になつております。そういった既成市街地内の、都市内の高速道路、これを担当してもらいたいという方針で打ち出してあります。

○田中一君 この公団法の第一章第一条は、「東京都の区の存する区域及びその周辺」となつておるのであつて、これは、他県にわたるといふ読み方は、われわれはこの法律をつくるときからしておらないのです。東京都の区の存しない区域が東京都にあるのです。その存しない区域があるのです。それを明文化してあるんだというふうにわれわれは理解して、今日までこの法律の制定以来の認識のしかたをしておるのですが、これによれば、たとえば、ここに既成市街地云々ということもございせん。鶴海局長の答弁は、非常に拡大解釈して、どこでもできるんだといふことは、われわれは受け取り得ないのです。東京都の区の存する区域並びにこの周辺だと、したがつて、東京都というものを中心として東京都の場合、たとえば阪神高速道路公団は、阪神という二つの区域にまたがった区域を明示しているわけでありまして、いま鶴海君がこどももつて幾ら重ねて答弁をしても、われわれは、この法律をつくつたときから承知しておるものでありますから、幾らどういふ……この第一条の目的によると、この条文による説明をしても受け取りません。ただ建設大臣が、今度法の解釈はこうしたんだと言ふなら、明らかに法律を改正して、われわれの前に示していただきたいと思ふのです。建設大臣には、いま鶴海君が、私の質問と違つた説明をする、またあなたとほくとやり合ひなきやならぬから初めから申し上げます。この三十九年度の予算の説明――大蔵省が出している説明書を見ますと、明らかに外債をとる、外債を首都高速道路公団に五億円というものを計

上しておる。したがつて、これは前回の委員会においても、羽田―横浜間の高速道路をつくるのだ、そうしてそれによつて、委員なども神奈川県から一人か二人か入るんだという法律の改正が出てゐる。したがつて、これは、羽田―横浜間を実施するのだという計画に基づいて法律の改正を提案されておるのでありますが、いま鶴海都市局長からも、私の質問したのは、日本道路公団の施行区域並びに首都高速道路公団の施行区域というものが、法律で明文化されておるわけですか。首都高速道路公団法では、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域に……というところが明文化されておる。……というところが局長の解釈では、既成市街地という範囲を新しく加へ、かつまた、首都圏というふうな考え方ですね、いわゆる日本橋とかどこか知らぬけれども、五十キロの円の周辺が、首都圏整備法の区域になつておりますから、これも含めるのだというふうな答弁がある。……、このいまの第一条の目的では、そう読めないわけですか。……、むしろ今度の羽田―横浜間の工事、神崎理事長に聞くと、建設省の命令によつて、これを自分のほうで受けることになつたというふうなことであります。そうすると、日本道路公団との区域というものが明確化されない、これは非常に困ると思ふのです。阪神高速道路公団は、阪神という地域を明らかにしておりますけれども、その点もしも首都高速道路公団に、羽田―横浜間の高速道路の新設を担当させるならば、目的を明らかに明文化する法律の改正案を出していただき

上しておる。したがつて、これは前回の委員会においても、羽田―横浜間の高速道路をつくるのだ、そうしてそれによつて、委員なども神奈川県から一人か二人か入るんだという法律の改正が出てゐる。したがつて、これは、羽田―横浜間を実施するのだという計画に基づいて法律の改正を提案されておるのでありますが、いま鶴海都市局長からも、私の質問したのは、日本道路公団の施行区域並びに首都高速道路公団の施行区域というものが、法律で明文化されておるわけですか。首都高速道路公団法では、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域に……というところが明文化されておる。……というところが局長の解釈では、既成市街地という範囲を新しく加へ、かつまた、首都圏というふうな考え方ですね、いわゆる日本橋とかどこか知らぬけれども、五十キロの円の周辺が、首都圏整備法の区域になつておりますから、これも含めるのだというふうな答弁がある。……、このいまの第一条の目的では、そう読めないわけですか。……、むしろ今度の羽田―横浜間の工事、神崎理事長に聞くと、建設省の命令によつて、これを自分のほうで受けることになつたというふうなことであります。そうすると、日本道路公団との区域というものが明確化されない、これは非常に困ると思ふのです。阪神高速道路公団は、阪神という地域を明らかにしておりますけれども、その点もしも首都高速道路公団に、羽田―横浜間の高速道路の新設を担当させるならば、目的を明らかに明文化する法律の改正案を出していただき

たいという要求をしているわけなんです、その点はどうか考えますか。

○委員長(北村暢君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中尾辰義君が辞任せられ、渋谷邦彦君が選任せられました。

○国務大臣(河野一郎君) 政府といたしましては、先ほど来都市局長から御説明申し上げておりますような解釈に立ちまして、今回の施行区域につきましては、あらためて田中さんの御主張のような解釈に立たずに、この法律の改正をしなくても、このままで、しいて申しますれば、この首都高速道のほりは、一般道路公団との間に施行区域に混濁があるのじゃないかというお話でございますけれども、このほりは、東京都内もしくはその周辺として、いま神奈川県川崎・横浜が問題になっておりますけれども、これらの市街区域の工事を施行するという解釈に立つてやっておりますのでございまして、同じ神奈川県内でも、神奈川県内の市街区域に属するところは道路公団である、たとえば、東名道路をやるというふうに解釈いたしておるわけでありま

○田中一君 それなら法律を改正してください。明らかにいまのように、首都圏という思想がこの道路公団の施行範囲とするならば、法律を改正してほしい。これは拡大解釈というよりも、もう少しをはずれているのじゃないかと思うのです。どこをやったっていいじゃないか、おれのはうで言いつけるのだ、こういうことだけではないと思うのです。おのずから私は、大体首都高

速道路公団とか阪神高速道路公団なんという団体を、屋上屋を築するようにたくさんつくるのはどうであらうか。道路公団には、何にもその規定はないのです。道路公団は既成市街地をやらなくちゃならないのだということも書いてございませぬ。それがやたらにそういうものをつくって、高級官僚がそこに入り込んで、耳ざわり悪かったらごめんなさい、入り込んで、うば捨て山か、うばあば山かになるということはいけないのじゃないか。これは河野さん、あなた、いつも持論じゃありませんか。せんだつても閣僚懇談会が何かで議論になったと新聞に出ておりますが、こういうことは必要じゃないのじゃないか。日本道路公団は日本道路公団で全部やつたらいいんじゃないか。そして、もしも人によって運営が円滑にならないという心配があるならば、たとえば東京都内の場合には、神奈川県にひとつ全責任を持ってやってもいいという形のほうが、道路行政の単一化という面からいっても、一番好ましい姿だということ、私は、この首都高速、阪神高速、両方の法律の提案をされた場合にも議論をしたものであります。しかし実情において、それだけの大きな仕事がとても日本道路公団にしようとしたのではたいへんだ、期待する成果があがらないじゃないかと、いふ心配からつくったとすれば、これも一つの、われわれの知らない範囲で皆さん方が行政圏内における判断でもつてきめられたものだといふふうに理解をしていくわけですが、また、ここに明文化されない範囲までも拡大解釈してやるといふことになりますと、これは、その範囲というものを明かに区分しな

ければならぬと思うのです。もつとも神奈川県内のこの羽田・横浜間には、あんな直接に選挙等に関係ありませんから、これはもう私は変な誤解はいたしませんけれども、やはりはっきりする形をとつたらどうかということ、私は要求するのでありますけれども、河野さんが大臣のときにはそうやった、今度また次の人が来て、それはいいけないから、今度それはやめようじゃないかというところになったら困ると思うのです。だから、やはり行政の担当者には、法律の命するところで行政をやつていただくのが、これが一番正しい姿だろうと思うのですが、どうです。これがいま私が申し上げたような誤解を国民に与えるといけませんから、十分に道路公団とも相談して法律の改正をしたらどうか。そして京葉国道は御承知のように道路公団がやっております。決してこれが全然市街地を通らぬのじゃない。市街地を通っている部分もあるのです。今度の羽田・横浜間は、陸上を通ることは少ないのです。よ、やはり海上を通るのだと思ひます。海上が既成市街地というかどうかはわかりません、しかし、少なくとも海上を通るとするならば、これは、たんに通るとしたい変わりはないと思ひます。首都高速道路公団が仕事をすることはいいけないと言っているのじゃないのです。やるならば、だれもが納得する、正しい理解をするような形でやつたらどうかであらうかということ、申し上げているのです。

○国務大臣(河野一郎君) ただいまも申し上げましたように、われわれとしては、東京都といましても三多摩のように、人家の稠密していない農村に属する方面は道路公団、川崎、横浜の人口の非常に稠密しております部分、要するに市街地を主として通る道路については、首都高速道路公団というふうな解釈のもとに扱っておるわけでございます。したがって、決して首都といひましても首都圏という解釈をもつてやっておるのじゃないのでございまして、お話のように、この公団の事業の施行区域を明確にするというところは、確かに御主張の点も、私はわからぬことではないと考えますけれども、いま私から申し上げますと、人口、人家稠密なところ、市街地の道路を行なうという意味において、阪神といひましても、首都にいたしましても、そういう意味でこの公団をつくられた。したがって、そういう意味からこの羽田・横浜間におきましても、その精神で延長しておると、こういうことに解釈をしておるのでございまして、決してこれがさらに京葉道路のほりに延びていくことがあるかないかという場合には、そういうことは絶対ではないということに御承知をいただきたいと思ひます。

○田中一君 私は、やはり建設大臣の言うこともわからないじゃないのです。わかるから明確にそれを規定なさないと、こういうことを言っております。わかるからそれを明確に目的を、拡大解釈よりも、変更したらどうか。それからいまのお話ですと、たとえば、ここにあるのは、東京都の区のある区域とその周辺だといふんです。だから、多摩川を越えた川崎も入るんだ、よというところ、あるいは東京都といふものは、全部が区の存する区域じゃないわけです。お話のような三多摩もございませぬ。また、首都高速道路公団は、いまお話のように、三多摩は全然しないのだということになるのか、これはあいまいですよ。御発言のように、首都高速道路公団は、三多摩はしないのだ、三鷹、武蔵野だけは、首都圏整備法によつて指定区域になっているから、これはするけれども、ほかはしないのだということなのか、その点はやはり明確にせぬといふかぬと思うのです、事業区域というものは、しかし、何かそういうことが単に建設大臣の命令ではなくして、根拠がある何かの規定なり申し合わせなり、あるならば、これはまた、忙しいから、どうだい、日本道路公団が首都高速道路公団でやってくれんかということもあり得ると思ひます、実態論からいって、建設大臣、これ以上言つても建設大臣も困るでしょうから、法制的に聞きます。法制局としてはこの読み方を、首都高速道路公団法の一、この目的は、どういふぐあいには解釈しようとするのか、と同時に、日本道路公団法、首都高速道路公団法、この二つの法律が提案された時期、それから首都高速道路公団法は相当、数年後に出版しております。したがってその場合に、おのずから日本道路公団法と競合しない範囲というものを考えられて法制局としても賛成したろうと思ひます。それらの点を、ひとつ歴史的な事実を明確にしてください。

○説明員(荒井勇君) 所管部長ではございませぬが、この高速道路公団法の第一条及び第二十九条第一項におきまして、「東京都の区に存する区域及びその周辺の地域」云々といふことが規定されております。「東京都の区に存す

る区域」というのは、法令上非常に慣用されている一定の法律制度を前提とした、いわば既成の概念でございますが、その意味で申し上げますと、「東京都の区の存する区域」というのが一つのことでございまして、その次に、「及びその周辺の地域」ということが書かれてございます。それはその二十三区の存する区域の周辺である、それは、東京都はわが国の首都として人口最も稠密であり、政治、経済、産業、そういうものの中心である、そういう区域の周辺にある区域ということでありまして、そしてそこに書いてござい

ますように、その「自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする」ということを書かれておりまして、それは非常に交通の激しい、そういう稠密な地区であるというふうなことが、この目的の規定からいってもうかがえるのではないかと、いふふうに思えるわけでございます。

それからなお、第四条におきまして、その第一条なり、あるいは第二十九条で業務を施行します区域というのが、地域というものがどういふものであるかにつきまして、うかがうに足るような規定があるわけでございます。それは第四条第一項におきましては、「公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する際の合計額とする」と、こうあるわけでございます。これが、東京都内に限るといふ趣旨でございましたら、そのように規定をしたのでありま

しようにいふふうに思えるわけでございます。

それからなお、第四項に、「政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができ」と、こうございまして、この第四項につきましては、今回お願いをいたしております一部改正法案におきまして、その「第一項の」というのを削るといふ改正を入れているわけでございまして、それはすなわち、この第一項は、設立に際し出資する額が、政令で定める地方公共団体自身から出されるということでございますけれども、第四項において書かれておりますところの、この追加出資に関する規定におきましては、そこに追加出資する地方公共団体というものは、第一項の「政令で定める地方公共団体」といたしまして、設立当初に出資をいたしました団体とは異なり得る、異なるというところは、範囲が縮小するということとは、東京都よりも小さくなるというところは考えられませんが、これは、この第四項第四項の改正の中からもうかがえるわけでございまして、このように、第一項におきまして、「東京都の区の存する区域」といふ法令上慣用されておりますという制度上のことと、及びその周辺の地域」といふことが書かれております点と、第四条におきまして、そういう地方公共団体が、決して東京都という単一のものではな

く、「政令で定める」ということが書かれていますというところは、必ずしも単一

でなくて、複数が出てくる。しかも第一項の、設立当初に出資をいたした地方公共団体のほかに、なお追加出資をすることができるといふことが、第四項でうたわれるというところは、それだけの变化があり得るということを法制的にいっているものだと考えますので、設立当初の目的からいいますと、必ずしもはずれていくということはない、必ずしもおらないということにはならない、その意味で、政府が、現在の法律案を出しますにあたって、前提としておりますところは、法律解釈上許されることである、こう考えております。

○田中一君 首都高速道路公団法のときは、あなた審議したろう、法制局の総務主幹といたしましては、内閣法制局で審査します法律案につきましては、一通りは目を通しておりますが、直接は審査を担当したということにはございせん。

○田中一君 ちょうどこの法律が出た時期には、京葉道路、東京―千葉の道路をやっておったのです、日本道路公団が。そこで、先ほど首都圏整備法には関係ございせんと言っているけれども、第三十条の基本計画に、明らかに首都圏整備法の思想、考え方というもの、その計画の中心にやれということと書いてある。それならば、はつきりと首都圏高速道路公団法でいいじゃないですか。だから、この法律をつくるときに、ちょうど、首都圏高速道路公団法では困るのは、やはり京葉道路を日本道路公団がやっているからちよつとそれにのせられない、それで私も

が、もしそういういろいろな意味の伏線がある、われわれの理解できない伏線、官僚独善の、将来どうでも動くのだというような伏線を持っている法律案が今後とも出るならば、私もはもつと慎重審議しなければならぬと思うのです。

○説明員(荒井勇君) 首都高速道路公団法は、成立いたしましたのが三十四年の四月でございまして、このように公団がこういう事業を実施するということになりましたのは、もちろんその施行された後でございまして、京葉国道の場合には、事実関係でございまして、首都高速道路公団法が成立する前から施行されていくというふうな何つておきまして、法律の施行前におきましては、當時は、日本道路公団法一本であつたという意味で、日本道路公団が実施したのはもちろん当を得るところであると思ひますし、まあそのことが、しかしながら直ちにその後施行されました首都高速道路公団法の規定に抵触するということにならないではないかと思ひます。

それから、第三十条のほうで、「建設大臣は、首都圏整備法の整備計画に基き、その「基本計画を定め、これを公団に指示するものとする」と書かれておりますけれども、これは、「政令で定めるところにより」ということもございまして、その首都圏整備法の整備計画によつたもの、すなわち、首都圏の全地域にわたるものについて、すべからず、この第一項の目的の範囲内に当然規定されるということとでございまして、必ずしも首都圏の全体をひつくる高速道路公団法

が、もしそういういろいろな意味の伏線がある、われわれの理解できない伏線、官僚独善の、将来どうでも動くのだというような伏線を持っている法律案が今後とも出るならば、私もはもつと慎重審議しなければならぬと思うのです。

○田中一君 日本道路公団法が制定された際に、地方等が持つておつた、施行しておつたところの道路が、工事全部、接収ということばでいいのか、あるいはかえつて向こうから委託されたのか、少なくとも日本道路公団の事業として工事そのものを接収したのであつて、あなた方がしよつちやう高級官僚として、官僚のなわ張り争いというものはおそろしいものでしょう。これはもうちよつとしたことでも、これはおれのなわ張りだといつたら、なかなか承知しない。したがつて、日本道路公団、首都高速道路公団等が、官僚でないからと社会常識によつてなされたと思ひますが、しかし、法律というものはそれじゃ困るのです。日本道路公団が出発するときには、あらゆる地方の公共団体の仕事は、全部接収しましたよ。いいですか、数を全部数えてもいいですよ。私はあなたに、どこを取つた、どこを取つた、当然、もし首都圏という思想のもとにやろうとするならば、首都高速道路公団が道路公団がやっている京葉国道を引き継いでも一向差しつかえないのです。私は、いま建設大臣に言つて、非常に、実態論としては、非常に買取その他やりにくいところがたくさんある。そういうところは、ひとつまとめたものでやつたほうが、よくその地域を知つて行けるほうが楽じゃないかといふことと、この法文の解釈からいふ場合には、まあ鶴見も横浜市だといつたら横浜市です。周辺というのは

ということには当たらないのではないかと存じます。

○田中一君 日本道路公団法が制定された際に、地方等が持つておつた、施行しておつたところの道路が、工事全部、接収ということばでいいのか、あるいはかえつて向こうから委託されたのか、少なくとも日本道路公団の事業として工事そのものを接収したのであつて、あなた方がしよつちやう高級官僚として、官僚のなわ張り争いというものはおそろしいものでしょう。これはもうちよつとしたことでも、これはおれのなわ張りだといつたら、なかなか承知しない。したがつて、日本道路公団、首都高速道路公団等が、官僚でないからと社会常識によつてなされたと思ひますが、しかし、法律というものはそれじゃ困るのです。日本道路公団が出発するときには、あらゆる地方の公共団体の仕事は、全部接収しましたよ。いいですか、数を全部数えてもいいですよ。私はあなたに、どこを取つた、どこを取つた、当然、もし首都圏という思想のもとにやろうとするならば、首都高速道路公団が道路公団がやっている京葉国道を引き継いでも一向差しつかえないのです。私は、いま建設大臣に言つて、非常に、実態論としては、非常に買取その他やりにくいところがたくさんある。そういうところは、ひとつまとめたものでやつたほうが、よくその地域を知つて行けるほうが楽じゃないかといふことと、この法文の解釈からいふ場合には、まあ鶴見も横浜市だといつたら横浜市です。周辺というのは

が、もしそういういろいろな意味の伏線がある、われわれの理解できない伏線、官僚独善の、将来どうでも動くのだというような伏線を持っている法律案が今後とも出るならば、私もはもつと慎重審議しなければならぬと思うのです。

○田中一君 日本道路公団法が制定された際に、地方等が持つておつた、施行しておつたところの道路が、工事全部、接収ということばでいいのか、あるいはかえつて向こうから委託されたのか、少なくとも日本道路公団の事業として工事そのものを接収したのであつて、あなた方がしよつちやう高級官僚として、官僚のなわ張り争いというものはおそろしいものでしょう。これはもうちよつとしたことでも、これはおれのなわ張りだといつたら、なかなか承知しない。したがつて、日本道路公団、首都高速道路公団等が、官僚でないからと社会常識によつてなされたと思ひますが、しかし、法律というものはそれじゃ困るのです。日本道路公団が出発するときには、あらゆる地方の公共団体の仕事は、全部接収しましたよ。いいですか、数を全部数えてもいいですよ。私はあなたに、どこを取つた、どこを取つた、当然、もし首都圏という思想のもとにやろうとするならば、首都高速道路公団が道路公団がやっている京葉国道を引き継いでも一向差しつかえないのです。私は、いま建設大臣に言つて、非常に、実態論としては、非常に買取その他やりにくいところがたくさんある。そういうところは、ひとつまとめたものでやつたほうが、よくその地域を知つて行けるほうが楽じゃないかといふことと、この法文の解釈からいふ場合には、まあ鶴見も横浜市だといつたら横浜市です。周辺というのは

飛び地ではむろんないと思います。川崎市が、その向こうにある川崎市までは周辺という見方をしてもいいけれども、川崎という地方行政区域があつて、それを飛び越えて横浜に通ずるものが、「周辺の」とは言えないと思ひます。しかしながら、三多摩等においては、東京と横浜にくっついている町田というところがあるのです。町田というの隣が横浜市。これならば周辺といふことも言えるけれども、これは三多摩地域だから首都高速道路公団の施行区域じゃないと、いま建設大臣が言っている。しかし、常識的に川崎を通つて横浜に通ずる道がなければ、道路としての機能はないのだから、川崎と横浜市との間を、向こうは向こうでも日本道路公団がやるなら、いふまでもない二重投資的なことはしないでもいいのでありますけれども、実態論として反対しているんじゃないのです。明確におしなさい、と言つてゐるのです。明確におしなさい。拡大解釈、つごうのいい解釈でもつてもをやつたんじゃないんです、といふことを言つてゐる。いま建設大臣にこの次に質問する問題もありませんけれども、そういう点を将来検討するのなら検討するといふ答弁がないと、なかなかよくも引込まないから、何とか適当なおさめ方をしなければ困ると思ひます。

○田中一君 問題はこの先だ。

○参考人(川村満雄君) 「首都高速道路事業の概要」というプリントが、まだお手元に渡つておりませんでしようか。——この「首都高速道路事業の概要」というプリントがあるのをごさいます。このプリントの一番最後の三枚目のところをお開き願ひたいと思ひますが、そのところに「羽田横浜線」という図面が載つておりますけれども、それでこれは、こちらの羽田の近辺から多摩川を渡りまして——大師橋といふところの下流で渡りまして、あと産業道路といふのが川崎市と横浜

市を通つております。産業道路の上をこちらの高速道路が通るといふ趣旨のものでございまして、そういう趣旨で鶴見川を渡りまして、そのところで現在は第一京浜に渡つてゐる図面があらう。これは図面が、そこで大きく生麦町と書いてありますが、その付近で第一京浜につなぐようになっております。現状は、それから、こちらの産業道路は、そういうふうになっておりますが、その残りのところを、工場地帯を抜いて東神奈川に行つて、こゝういふ趣旨のものでございまして、大体産業道路がこの道路の主体になっております。産業道路は、現在幅員が二十五メートル幅で、片側は二メートル五

十——三メートル、三メートルの歩道でございまして、中央車道が十九メートルという幅員になっております。その十九メートルの幅員の上に高速道路が乗ろうといふわけでございまして、四車線高速道路が乗る予定の計画になっております。

以上、簡単にございしますが、御説明いたしました。

○田中一君 それじゃ、一応官僚の持つてゐるセクトといふか、都市局として首都高速道路公団くらい持つてゐなくちゃ、全部この次に出て行くときに困るからね。それでほんとうに国民のために、誤解を受けないような形でもつてやるならば、しよるがないと思ひます。しかし、河野さん、あなたの性格じゃないよ、そんなことでもつて一々局長あたりからものを聞いて判断しているのじゃ。これは法律に、いまあなたがおつしたように、まさか都市局主管のもの云々と書けないでしよるから、もう少し明らかにわれわれが理解し得るような形に、近い何かの機会に直してもらいたい、そういうしよる。

○田中一君 ところで、瀬戸山議員が来たから、前回の結論をひとつ出したいと思ひます。どうも法制局から荒井君、それから行管から山口君に来てもらつて、いろいろ何つてゐるけれども、まだ結論が出ない。私が察知するところでは、法制局としては、政府原案が一番いいのではありませんか、こゝう言つてゐるらしい。それから行管では、まあ政府原案がいいと思つたけれども、衆議院の修正といふものが出て、まあそれはその辺で建設大臣に直訴できる形になってゐるから、これはこれで、もつてこゝういふものの方を考へ方をしましよる、こゝうなつてゐる。それから昨年通つたもの、それからいま提案されているもの、もう鉄道建設公団等には、政府原案どおりの規制がなされてゐる、いま提案されている住宅公団法

も政府提案どおりのものになつてゐる、それから前回に通つた海外移住の何となく、探検事業とかといふものにも、政府提案と同じようなものが盛り込まれてゐる、こゝういふわけでありませう。行管では、二十二の公団、公社等に対して、監査、監事の職権についての統一的理解を各省に申し出て、各大臣とも、今後とも改正される法律案には、同じような条文を織り込んでいこう、こゝういふ意図を明らかにしてゐるのだけれど、そこで、これは衆議院全部——衆議院と政府との間の対立は解けておらぬわけなんです。それで現に、もう通つた海外移住、探検事業、それから鉄道建設公団、住宅公団法は、いま衆議院で審議中でありませうから、これは適当にお直しになると思ひます。おそろしく今回ここに提案された首都高速道路公団法と同じような修正が衆議院建設委員会でもなされると思ひますけれども、これは、ただ建設省の關係機関のみならず、たくさん各省の公団、公社等がございまして、その際に、瀬戸山さん、これは社会党も賛成したのかどうか、こゝういふこともわからな

いのか、けれども、衆議院においては、自民党の決議をおきめになつて、そしてこゝういふ修正がなされるのかどうか。ただ建設委員会だけでこの修正がなされたからといふことだけでは、私は、少なくとも当委員会において承服ができない面があるのです。やはり自民党としても、われわれの社会党としても、統一見解といふものを全般にわたつて調整して、そしてその結論によつて衆議院に提案された衆議院修正案といふものを判断しなければならぬと思ひます、現に法制局と行管のほ

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

○田中一君 ちよつと見せてください

○参考人(川村満雄君) それじゃ、図面の御説明をしたいと思ひます。いま別に図面を差しあげますから……

うでは、まあ大体法律は国会でおきめになるのでございすから、なんて言っておりますけれども、やはり腹の中では、おもしろくないと思ひます。これはひとつ、おそらく衆議院はりっぱな人たちが大ぜいいるのだから、もうみな各所管の關係機關を審議する、調査する各常任委員会の人たちの總意がここにあらわれたものというふうに解釈をわれわれがしてよろしいかどうか、瀬戸山さんに何っておきたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 衆議院で、いわゆる監事の職責についての今度の改正——政府原案を修正いたしました理由については、この前の委員会でお尋ねがありましたから、私のほうからお答えをしたとおりであります。これが自民党の決議でございまして、どうかということについては、正式にはきまつておりません。率直に言つて、どちらにも言ひ分があるから適当におきめ下さい、こういう態度であります。

そこで、まあ政府がどういふ御答弁をきよなされたか、いまお話を伺つた程度しかわかりませんけれども、この前もお話をいたしましたように、監事は、公団あるいは公庫等の業務を監査するというだけの現行の法律規定では必ずしも適当でない、監査の問題については、事が重要であるから、これをもう少し、書いても書かぬでも、やるべきものだと思ひますけれども、従来の経緯から見て、法律上明文化すべきものであるということで、行政管理局の監察の結果、勧告をなされたものであります。勧告の文書、あるいはお調べになったかもしませんが、この

前も申し上げましたように、私どもの衆議院で修正いたしましたような案文で勧告がなされております。そこで、これはもちろん、いろいろな意見はあると思いますが、せつかく現行法すべてを一部改正をして、監事の職責を明らかにせよということであれば、そういう監事の職責について、いろいろ議論が出ましたが、よく検討してみますと、やはり民間会社においては、株主にいわゆる監事、監査役の任命権がある、また公団、公庫においては、所管大臣に任命権があるのですから、それによる監査の結果を報告するということは、理論上から当然なことでありまして、これは社長に監査報告するのでなく、やはり株主總會に監査の結果を報告すべきである。まあそういう理論的な理論が出来る、やはり筋を通しておいたほうが適當であると、しかも、この前御説明を申し上げましたように、従来法律上は明文が、先ほど申し上げましたように、ございせんでしたけれども、監督官庁としての建設大臣が、まあ行政命令といひますか、監督命令を出しておられる、そのいわゆる内規というふうなものについて、同じように理事長あるいは總裁または建設大臣に意見を提出するようになつておる、しかも、そういう制度で従来少しも支障がなかった、こういう政府の答弁でありますから、法律を制定するときは、やはりせつかく改正するのであれば、筋を通しておいたほうがよからう、こういう結論で、全会一致をもつて可決された、こういういきさつでございす。

えとおきますが、政府に対しては、できることならこういうものは、なるほど公団、公庫等いろいろな種類がございすから、あるいはさうでなくともいいところもあるかもしれないけれども、法律のたてまえからいひますと、そういう改正をする場合においては、望むらくは、われわれの修正をいたしましたように、統一をされたほうがよろしいことは、政府に申し入れをいたしておきます。その後は、申し上げるまでもなく、国会審議の権能でやるよりかはかにならぬと思ひます。この場合には總裁であります、總裁を通じて、ということを入れたといひますことは、御説明があつたと思ひますが、同じ公団あるいは公庫の内部であるから、何か対立したような状況というものは、運営上適切でないという事態を考えられてさういふふうになつたという立案上のお考えがあると思ひます。そういう御説明があつたと思ひますが、そういう議論をいたしますと、それは、たとへば理事長を通じてやりましても、さういふ対立的な考えでやつたら、いかなる場合でも、運営はうまくいかぬ。それはどちらにも議論がつきます。したがつて、筋の通つた監査役というものは、あるいは監事というものは、この場合は、建設大臣が任命するのでありますから、当然に建設大臣に出すというものが、これは法律上の当然のことである、まあさういふふうにはいたしたわけでありす。

なお、先ほどのお話の中にありましたから、いま衆議院にかかつておりますいわゆる住宅公団法及びその一部に入つております住宅金融公庫法、いずれも同じように衆議院の建設委員会ににおいては修正議決をいたしております。また衆議院の本案議にかかりませんからわかりませんが、同じように衆議院は議決されるものである、さういふように確信をいたしております。

○田中一君 衆議院は衆議院の意思によつて修正されたことと思ひますから、これに対してとやかく申しませぬ。ただ、これと同じ種類の公団、公社等がたくさんあります。なるほどわれわれは、建設常任委員会に自分のいすを持つておるから、その分はよろしいとしても、他の公団、公社——まして先般成立した、衆参両院とも通つてより実現しているところの鉄道建設公団等は、これは政府原案どおりの条文が入つたさうであります。昨年の海外移住、あるいは石炭何とか事業団等も同じ条文ださうです。今後同じような公団、公社等の一部改正法律案が提案された場合に、やはりこれについて、少なくとも両院の意思というものは——両院の意思よりも、いまの場合には衆議院の意思なんだ、衆議院の意思というものがばらばらでは困ると私は申し上げておるのです。したがつて、政府も統一した見解を明らかにしてほしい、さういふ要求をしておるのである、それは是非をいまここで論じているわけではございせん。首都高速道路公団の理事長は、これはまあどつちにとり変わらうとも実際には何にも影響はございせん、という答弁です。しかし、行政管理局のこれらの昨年の答申に基づく考え方というものは、おそろしく純粹な立場から立つたところの監事の監査というものは、これは衆議院の意思と同じようなものが答申されたのでありますから、それを受け継ぐのも一つの考え方でありまして、問題は、ひとしいことがいいのです。みんな同じ所管の大臣が任命する監事の権限に厚薄があつちやならぬと思ひます。で、これをどうするかということですが、これは河野さん、さう採決することになつておりますが、私は採決できぬと思ひます。そこで、團體で統一見解をひとつお出しと思ひます。われわれは、まだこれに對して同僚の各委員とも何の話し合ひもしてありませんし、社会党内部におきまして、衆参ともに一つの意思の統一ができておりませんので、これ委員長にお願いしたいんですが、もうここまで私が質疑を尽くしますが、あとは結論づける時間をかしていただきたい。さうして、政府も、少くともこれに対する見解を明らかにしてもらわなければ困ると思ひます、そのように扱つていただきたい、そのように委員長にお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) ごもつともの御発言でございまして、さうそく政府は、実は私は、すでに瀬戸山さんから御説明があつたかもしませんが、衆議院におきまして、民社さんの委員の方から強い御要求があり、それに社会党さんの委員の方々からもぜひそれでやれという御要求があり、委員会に私は出席してございまして、そこで、両党からさういふ強い御要求がありまして、私は、私は自民党の委員の方々とも御相談をいたしまして、ひとつよく三党御相談の上統一していただくことが

一番けつこうだと思うので、政府として、いま経緯を御承知のとおり、建設省としてはすでに大臣がその行政措置をしておることでございますから、そういうふうにやられることはけつこうだという意見を私は述べて、そして各党御相談の上、瀬戸山さんが三党を代表して修正案をお出しになった。そうして瀬戸山さんがわが党の政調のほうに御相談があり、私も党のほうにこれでいいんじゃないかということと言いましたので、そういうふうに統一されていたと思いましたが、けれども、ただいまの御発言もつともでございますので、さつそく次の閣議で政府の意見を統一いたしまして、そうして意見を申し述べることにして、はなはだ僭越な申し出ですが、その手続は閣議できめてできると思いますから、御承知いただきたいと思ひます。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起こして。

○田中一君 次の委員会には神崎理事長も出ていただきたいんです。よろしゅうございますか。委員長にお願いいたします。

○委員長(北村暢君) その点は、前に参考人の出席要求を決議しておりますから、そのように取り計らいいたします。

本案に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

昭和三十九年三月十二日印刷

昭和三十九年三月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局